

No.	質問	回答
1	受注型企画旅行は対象とならないか。	対象となるのは募集型企画旅行のみです。 受注型企画旅行は対象外です。 (応募要領「3 申請要件・(3) 補助対象事業・1. 仕様」参照)
2	プロモーション費用とは何を指すか。	チラシ等のデザイン費、制作費、印刷費、発送費、新聞やインターネット広告の掲載費、ウェブページの開発・更新・改修費及びその他広告伝費の実費を指します。 事業者が自身でチラシを制作する場合やSNS投稿する場合など、事業者の経常的な経費(人件費等)に包括され、新規に費用が発生しないものは補助対象外です。 (応募要領「4 補助事業者に対する支援」参照)
3	実績報告時に添付するプロモーション費用の領収証について、本事業で造成したツアーと、本事業と関係がないツアーを一体的にプロモーションする場合、どのように提出すればよいのか。	本事業で造成したツアーに係るプロモーション費用のみが補助対象となります。そのため、領収証に本事業と関係がないツアーに係る費用が含まれる場合、請求書など内訳が分かる書類を提出してください。各金額の内訳が分からない場合、全体額を按分する必要があるため、按分根拠が分かる資料を添付してください。
4	外国人観光客を対象としたツアーを販売する場合のキャッチコピーやロゴはどうすればよいのか。	日本語のキャッチコピーとロゴを英語化したものも作成予定です。
5	ツアーの組み合わせ「②山科と醍醐と宇治市」の解釈は。	山科、醍醐、宇治市それぞれ1か所以上(合計3か所以上)を巡ることが必須です。
6	びわ湖疏水船で蹴上から山科間を利用し、山科や醍醐、宇治へ行くコースのびわ湖疏水船は移動手段としてみなしてよいのか。	びわ湖疏水船は移動手段とみなします。
7	仕様中、「京都市の中心部や他府県など、両エリア以外の地域は行程に含まないこと。」における「京都市の中心部」とは何か。	京都市の中心部や他府県は例示列举です。 両エリア以外の観光地は行程に含めることができません。 なお、買い物、食事、宿泊等で立ち寄ることは差し支えありません。ただし、可能な限り、両エリア内で買い物、食事、宿泊等を行ってください。 (応募要領「3 申請要件・(3) 補助対象事業・1. 仕様」参照)
8	もうひとつの京都、とっておきの京都以外の京都市内の観光地を入れてはいけないのか。	両エリア以外の観光地は行程に含めることができません。 なお、買い物、食事、宿泊等で立ち寄ることは差し支えありません。ただし、可能な限り、両エリア内で買い物、食事、宿泊等を行ってください。 (応募要領「3 申請要件・(3) 補助対象事業・1. 仕様」参照)
9	宿泊ツアーを造成し、複数の観光地を周遊する場合、観光客の集中が見られる有名観光地は1か所でも入れることができないか。1～2月のオフ期でも無理か。	時期を問わず、両エリア以外の観光地は行程に含めることができません。そのうえで、両エリアにおける観光客の集中が見られる有名観光地(事務局までお問い合わせください)も行程に含むことはできません。 (応募要領「3 申請要件・(3) 補助対象事業・1. 仕様」参照)
10	地場産品の商品の特典を地場産の昼食として置き換えることができるか。	行程に含まれる食事やその食事券を特典とすることはできません。 また、食事のグレードアップ部分を特典とすることもできません。 なお、当該エリアでのみ使用可能な対象事業者独自の「商品券」を特典として提供することは可能です。 (応募要領の3 申請要件・(3) 補助対象事業・2. 特典提供参照)
11	道の駅での昼食に使える食事券や基本の昼食にこの特典を使用して、さらに料理やデザートを追加でつけることは可能か。	時期を問わず、両エリア以外の観光地は行程に含めることができません。そのうえで、両エリアにおける観光客の集中が見られる有名観光地(事務局までお問い合わせください)も行程に含むことはできません。 (応募要領「3 申請要件・(3) 補助対象事業・1. 仕様」参照)
12	地場産品等は該当エリア店舗で販売しているものを(必ずしもきっちり地場産品と限らず)特典としてつけるのは可能か。	地場産品が望ましいと考えていますが、仕入等の状況で調達が困難な場合、両エリア店舗で販売しているものを、特典として提供いただいて構いません(産地も問いません)。
13	申請は1旅行会社で1つの窓口になるのか。	同一法人に本社、支社がある場合、本社を申請者として一括で申請ください。なお、(様式2-1、2-2)事業計画書は、各支社で作成いただいて構いません。 (例：A支社が様式1～3を作成、B支社が様式2を作成、A支社がB支社分を合わせて申請する。)
14	企画したツアーの集客が伸びず、ツアーを中止する可能性がある場合、交付決定額の範囲内で再度企画を作り直すことはできるか。	申請時の事業計画書ごとに交付決定を行うため、原則、計画内容の大きな変更(エリアの変更など)は認められません。 同一エリア内での観光地、買い物、食事場所等の変更や特典内容の変更など、軽微な変更の範囲内で企画を修正してください。
15	集客目標人数を達成できそうにない場合どうすればよいのか。	事業計画書には「達成が見込める人数」を記載してください。 そのうえで、事業を実施する中で目標達成が困難となった場合は、以下の対応をとってください(事前に当協会までご相談ください。) ①同一エリア内での観光地、買い物、食事場所等の変更や特典内容の変更など、「軽微な変更の範囲内」での企画の修正。 ②補助対象事業間での集客人数の調整(例：A事業100名、B事業200名→A事業150名、B事業150名に調整)。 ※集客目標人数の達成のため、当協会から事業の進捗状況を確認し、その進捗に応じて助言、要請等を行う場合があります。